



発行所 **全大阪消費者団体連絡会**  
 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19- 430  
 TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699  
<https://hb8.seikyoku.ne.jp/home/o-shoudanren/>  
 発行人 全大阪消費者団体連絡会  
 印刷 株式会社 耕文社  
 個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)  
 購読料送金先 (口座名・全大阪消費者団体連絡会)  
 郵便振替口座 00900-9-8320  
 三井住友銀行天満橋支店 普通預金口座 0969062  
 近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

# 不当行為ただす“消費者団体訴訟制度”に公的支援を

11月14日に消費者スマイル基金（大阪消団連は団体正会員）の第7回通常総会と2022年度助成事業報告会が開かれた。この基金は、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体・特定適格消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などを行うことができる消費者団体訴訟制度に基づく活動を支援するため、2017年に設立された。現在、消費者団体訴訟等支援法人としての認定を国に申請している。

## 定期購入・レスキュー商法の被害を防止

2022年度には、のべ19団体490万円への助成事業が行われた。報告会では、事業者への申し入れ活動により、表示・契約内容を変更させた事例、表示の差止を裁判所に求めている事例等が報告された。

化粧品の通信販売定期購入への差止請求を報告したのは、京都消費者ネットワーク、消費者支援ネットワークいしかわ、消費者ネットおかやま。

鍵開け・水回り修理のレスキュー商法への差止請求を報告したのは、消費者被害防止ネットワーク東海と埼玉消費者被害をなくす会。

裁判所に提訴している事例では、景品表示法が「事業者が、……現に行い又は行うおそれがあるとき」に当該行為の停止等を請求できると定めていることから、裁判中に相手方事業者が表示の修正やwebサイトの閉鎖を行った場合に「行うおそれがある」と評価できるかどうか問われるという。報告事例のように、安価な料金表示で消費者を誘引する手法で消費者が被害を受ける事例は多発している。裁判所がこうした表示の差止を認めれば、同種被害の予防効果が見込まれる。消費者団体訴訟制度の趣旨に則れば、提訴時点での表示が不当と認められる場合には積極的に差止判決が示されるべきだ。

消費者庁が定めた消費者団体訴訟制度の愛称「COCOliS」(ココリス)とマスコットキャラクター



消費者団体訴訟制度の愛称とロゴマークを定めました！  
 COCoLiS(ココリス)って言います。  
 みんな、覚えてね。  
 ここりす  
消費者団体訴訟制度のマスコットキャラクター

(出所) 消費者庁webサイト

## 公的支援が急務

被害回復訴訟事案を報告したのは、消費者支援機構関西(KC's)。LEDランタンを参加者が空に放つイベント(料金:大人4500円など)が天候不良を理由に中止されたにも関わらず、事業者が一切の返金を拒否していることに対し、開催日は中止するほどの悪天候ではなく、仮に中止がやむを得なかったとしても一切の返金をしないとするチケット規約は消費者の利益を一方的に害し無効として、返金を求めて大阪地裁で争っている。

被害回復訴訟で勝訴すれば一定の報酬を得られるが、報告のような少額被害案件では費用が報酬を上回ってしまうという。また、前記の差止請求事案には何の報酬もない。事業者の不当行為等による被害防止・救済という公的な事業を、消費者団体の善意で実施している現状は改められるべきだ。公的支援の実施が急務である。

主な内容	消費者団体訴訟制度に公的支援を……………1
	大阪消団連・マイナ保険証学習会……………2~3
	消費税関西連学習会「インボイス制度って何?」…4
	関消懇の質問に対する大阪ガスの回答……………5~11
	ニュースピックアップ……………12